

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 24 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(A)検出器(32-17A)において、指示値不良(ドリフト)が認められたため、点検補修。	D	
2	3号機	定期事業者検査「主タービン低圧蒸気配管安全弁(B)機能・性能検査」において、同安全弁にシートリークが認められたため、当該検査を一時中断し弁を補修。	D	
3	3号機	6.9kVケーブルダクトを点検したところ、腐食により穴があいている(所内変圧器3A～所内電源盤3A-1に2ヶ所、同3A-2に1ヶ所:雨水浸入なし)ことが認められたため、当該ダクトを補修。	C	
4	3号機	プロセス計算機点検において、デジタル記録装置に動作不良(読み書きができない)が認められたため、対応検討。(運転中使用しないため影響なし)	D	
5	3号機	水圧制御ユニット電磁弁点検において、電磁弁(14-39)の電源ケーブル用フレキシブル電線管の接続金具に破損が認められたため、当該接続金具を交換。	D	
6	3号機	主復水器連続洗浄装置プースターポンプ(B1、B2、C2)点検において、ケーシングに腐食が認められたため、当該ケーシングを補修。	D	
7	3号機	現場監視用ITV点検において、主蒸気隔離弁室用ITV(2台)に不具合(基板不良及びピントが合わない)が認められたため、当該ITVを補修。	D	
8	3号機	高圧タービン軸受の浸透探傷検査において、スラスト軸受のホワイトメタル境界部に線状指示模様が認められたため、対応検討。	対象外	H20年10月29日再審議にてグレード変更「D 対象外」
9	3号機	低圧タービン軸受取付部の浸透探傷検査において、第3軸受(上半)及び第5軸受(上下半)のホワイトメタル境界部に線状指示模様が認められたため、対応検討。	対象外	H20年10月30日再審議にてグレード変更「D 対象外」
10	3号機	低圧炉心スプレィポンプ入口圧力計点検において、同圧力計のテスト弁にシートパスが認められたため、当該テスト弁を交換。	D	
11	3号機	主発電機軸密封油装置真空槽レベルスイッチ点検において、マイクロスイッチの接点不良(レベル高)が認められたため、当該マイクロスイッチを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	原子炉の水抜き作業において、原子炉冷却材浄化系循環ポンプ(A)が入口流量低の信号により停止したことが認められたため、原因調査後、再起動。	C	
13	3号機	主復水器連続洗浄装置貝分離器(A1~C1、A2~C2)出口空気作動弁用リミットスイッチ(6台)のフレキシブル電線管補修作業において、同リミットスイッチ端子カバー取付ビスが固着により外れないことが認められたため、当該ビスを交換。	D	
14	3号機	制御棒駆動系水圧制御ユニット(制御棒座標:30-27)のスクラム用電磁弁の気密漏えい試験において、同電磁弁排気孔より空気漏れ(蟹泡程度)が認められたため、当該電磁弁を交換。	D	
15	3号機	循環水系配管点検において、同配管の一部(A、C)の内面ライニングに剥離が認められたため、当該剥離箇所を補修。	D	
16	3号機	タービン凝縮水移送ポンプ(B)反負荷側軸受メタル浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該軸受メタルを交換。	D	
17	3号機	起動変圧器(3SB)用水噴霧防災装置の噴霧試験において、水の出の悪いノズルが1ヶ所認められたため、当該ノズルを清掃。	D	
18	3号機	タービン建屋海水ストームドレンサンプポンプの運転中、サンプの水位が下がっても自動停止しないことが認められたため、当該サンプポンプを手動停止、対応検討。	C	
19	3号機	中央操作室制御盤(制御棒操作監視盤)内の点検において、制御ケーブル端子台(No.14)上側のねじ1本が空回りして締め付けられないことが認められたため、当該端子台を交換。	D	
20	4号機	取水設備バー回転式スクリーン(A)電動機ベース面に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
21	4号機	取水設備回転式スクリーン(A)電動機の回転子負荷側・反負荷側軸受部外径寸法及び負荷側軸端部外径寸法に判定値外れが認められたため、当該電動機を補修。	D	
22	4号機	取水設備トラベリングスクリーン(A)電動機ベース面に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
23	4号機	取水設備トラベリングスクリーン(A)電動機の回転子負荷側・反負荷側軸受部外径寸法及び負荷側軸端部外径寸法に判定値外れが認められたため、当該電動機を補修。	D	
24	4号機	除洗廃液受ポンプ(A)シール水流量計目盛板に、塗装剥離が認められたため、当該目盛板を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353